

# 山梨県子ども・子育て会議資料

令和6年7月23日

# 山梨県子ども計画（仮称）策定の経緯

## 子ども基本法 R4.6.15成立 R5.4.1施行

※子ども…心身の発達の過程にある者

- ・全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的
- ・総合的な推進のため、これまで別々に作られていた大綱を一本化（子ども大綱）
- ・都道府県は、子ども大綱を勘案して、当該都道府県における子ども施策についての計画を定めるよう努める

少子化社会対策大綱

子供の貧困対策に関する大綱

子供・若者育成支援推進大綱

### 基本理念

- ①全ての子どもについて、**個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること**
- ②全ての子どもについて、**適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障される**とともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③全ての子どもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して**意見を表明する機会**・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④全ての子どもについて、年齢及び発達の程度に応じ、**意見の尊重、最善の利益が優先して考慮**されること
- ⑤子どもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難な子どもの養育環境の確保
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

※「保護の客体」から「権利行使の主体」へ

### 努力義務

## 都道府県子ども計画の策定

- 子ども大綱を勘案して作成する都道府県の子ども政策に関する計画
- 既存の各法令に基づく都道府県計画と一体的に作成可能
- 一体的に作成することで次のことが期待される
  - ・子ども施策に全体として横串を刺すこと
  - ・住民にとってわかりやすいものとなること
  - ・自治体行政の事務負担の軽減

やまなし  
子ども・子育て支  
援プラン

やまなし  
子どもの貧困対  
策推進計画

やまなし  
子供・若者  
育成指針

### 義務

## 子ども等の意見の反映

- 子ども施策の策定・実施・評価にあたり、子どもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置が必要
- 施策の目的等を踏まえ、子どもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、子どもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断
- 聴取した意見が施策に反映されたかどうかについて、子どもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい

# こども大綱（R5.12.22閣議決定）

## 第1 はじめに（目的）

全てのこども・若者が**身体的・精神的・社会的に幸福**な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現

## 第2 基本的な方針

- ①こども・若者は**権利の主体**、今とこれからの**最善の利益**を図る
- ②こども・若者、子育て当事者と**ともに進めていく**
- ③ライフステージに応じて**切れ目なく十分に支援**
- ④**良好な成育環境**を確保、**貧困と格差の解消**
- ⑤**若い世代の生活の基盤の安定**、若い世代の視点に立った**結婚・子育ての希望の実現**
- ⑥**施策の総合性**の確保

## 第3 重要事項

ライフステージを通じた重要事項	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) こども・若者が<b>権利の主体</b>であることの<b>社会全体での共有</b> こども基本法やこどもの権利条約に関する普及啓発、学校教育における人権教育の推進、相談救済機関の事例周知 等</li><li>(2) <b>多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり</b> 体験活動の推進教育を通じた男女共同参画の推進 等</li><li>(3) こどもや若者への<b>切れ目のない保健・医療の提供</b> プレコンセプションケアの推進、母子保健情報のデジタル化 等</li><li>(4) こどもの<b>貧困対策</b> 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援 等</li><li>(5) <b>障害児支援・医療的ケア児等への支援</b> 地域の支援体制の強化・インクルージョンの推進、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組 等</li><li>(6) <b>児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援</b> こども家庭センターの整備、家庭支援の推進 等</li><li>(7) <b>こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組</b> こどもの自殺対策緊急強化プランの推進、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備、こども性暴力防止法案の提出 等</li></ul>
ライフステージ別の重要事項	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) こどもの<b>誕生前から幼児期まで</b> 出産に関する支援等の更なる強化、産前産後の支援の充実と体制強化、乳幼児健診等の推進、「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進、幼児教育・保育の質の向上 等</li><li>(2) <b>学童期・思春期</b> 学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、居場所づくり、いじめ防止対策の強化、不登校のこどもへの支援体制の整備・強化、校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止 等</li><li>(3) <b>青年期</b> 高等教育の充実、若者への就職支援、賃上げに向けた取組、結婚支援 等</li></ul>
子育て当事者への支援に関する重要事項	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) <b>子育てや教育に関する経済的負担の軽減</b> 高等教育費の負担軽減、児童手当の拡充 等</li><li>(2) <b>地域子育て支援、家庭教育支援</b></li><li>(3) <b>共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大</b> 男性の育児休業取得支援、柔軟な働き方の推進、長時間労働の是正 等</li><li>(4) <b>ひとり親家庭への支援</b> 親子交流・養育費の確保 等</li></ul>

## 第4 施策推進の必要事項

- 政策決定過程へのこども・若者の参画促進
- 社会参画・意見表明の機会充実
- EBPM
- 人材の確保・育成・支援
- 地域における支援体制の構築・強化
- 事務負担の軽減
- 情報発信
- こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約\*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる(自己肯定感を持つ)ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り開くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

(\*こども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとってのわかりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「こどもの権利条約」と記載。)

## こども大綱における目標・指標

別紙1に、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標、別紙2に、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を設定する。

※具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標については「こどもまんなか実行計画」において設定。

目指す社会：こどもまんなか社会

### 目標(別紙1)

(目標値)

「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「生活に満足している」と思うこどもの割合	70%
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合(自己肯定感の高さ)	70%
社会的スキルを身につけているこどもの割合	80%
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	90%
「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	現状※維持 ※97.1%
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	70%
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	70%
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	80%
「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合	55%
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	90%

### 指標(別紙2)

- ・「こどもは権利の主体である」と思う人の割合
- ・こどもの貧困率
- ・里親等委託率
- ・児童相談所における児童虐待相談対応件数
- ・小・中・高生の自殺者数
- ・妊産婦死亡率
- ・安心できる場所の数が1つ以上あるこども・若者の割合
- ・いじめの重大事態の発生件数
- ・不登校児童・生徒数
- ・高校中退率
- ・大学進学率
- ・若年層の平均賃金
- ・50歳時点の未婚率
- ・「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合
- ・合計特殊出生率
- ・出生数
- ・夫婦の平均理想/予定こども数
- ・理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合
- ・男性の育児休業取得率
- ・6歳未満のこどもをもつ男性の家事関連時間
- ・ひとり親世帯の貧困率

等

# 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン) 概要

令和5年12月22日 閣議決定

## はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全ての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上にとって最重要

✓ 誰一人取り残さないひとしい育ちの保障に向けては課題あり

※児童虐待による死亡事例の約半数が0～2歳/就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に触れる機会が左右される

✓ 誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い

⇒社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

**目的** 全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

## こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン

### 1 こどもの権利と尊厳を守る

⇒こども基本法にのっとり育ちの質を保障

- ✓ 乳幼児は生まれながらにして権利の主体
- ✓ 生命や生活を保障すること
- ✓ 乳幼児の思いや願いの尊重

### 2 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント（愛着）」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠



「アタッチメント（愛着）」＜安心＞  
不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の土台を獲得

豊かな「遊びと体験」＜挑戦＞  
多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援

### 3 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

⇒育ちに必要環境を切れ目なく構築し、次代を支える循環を創出

- ✓ 誕生の準備期から支える
- ✓ 幼児期と学童期以降の接続
- ✓ 学童期から乳幼児と関わる機会

### 4 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする

⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援

- ✓ 支援・応援を受けることを当たり前
- ✓ 全ての保護者・養育者とつながること
- ✓ 性別にかかわらず保護者・養育者が共育ち

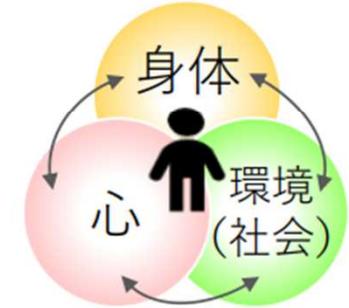
### 5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

⇒社会の情勢変化を踏まえ、こどもの育ちを支える工夫が必要

- ✓ 「こどもまんなかチャート」の視点  
(様々な立場の人がこどもの育ちを応援)
- ✓ こどもも含め環境や社会をつくる
- ✓ 地域における専門職連携やコーディネーターの役割も重要



全てのこどもの生涯にわたる身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）な観点での包括的な幸福



⇒全ての人のウェルビーイング向上にもつながる

## 【「はじめの100か月」とは】

本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の妊娠期から幼保小接続の重要な時期（いわゆる5歳児～小1）までがおおむね94～106か月であり、これらの重要な時期に着目

## はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

- ✓ こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
- ✓ 全ての人の具体的行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

こどもの居場所づくりに関する指針の概要①

## こどもの居場所に関する背景と理念、考え方等について

### 背景

居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しており、こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠。

#### 地域コミュニティの変化

地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中でこどもが育つことが困難になっている。

#### 複雑かつ複合化した喫緊の課題

児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、こどもを取り巻く環境の厳しさが増している。

#### 価値観の多様化

価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、居場所への多様なニーズが生まれている。

こうした背景によって、様々な地域で居場所づくりが実践されており、国としても考え方を示す必要がある。

### 理念

全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する。

#### こどもの居場所とは

- こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。
- その場や対象を居場所と感ずるかどうかは、こども・若者本人が決めることであり、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようにしていきたいかなど、こども・若者が自ら決め、行動する姿勢など、こども・若者の主体性を大切にすることが求められる。
- 居場所の特徴として、多くのこどもにとって、学校が居場所になっていること、個人的なもので変わりやすく、地域性や目的、人との関係性などに影響を受けるものである。

#### こどもの居場所づくりとは

- 居場所とは、こども・若者本人が決めるものである一方で、居場所づくりは第三者が中心となっていくものであるため、両者には隔たりが生じ得る。
- こうした隔たりを乗り越えるため、こども・若者の視点に立ち、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを進める必要がある。
- 目的や対象者へのアプローチ方法などは多様であるが、重要なことは、様々なニーズや特性を持つこども・若者が、身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができることである。

#### 対象となる居場所の範囲

こどもの居場所となることを目的としてつくられた場や活動はもちろん、結果としてこども・若者の居場所になっているもの（例：学校や塾、習い事など）も、内容が当てはまる部分について、本指針を十分に踏まえることが期待される。

#### 対象となるこども・若者の年齢の範囲

こどもであっても若者であっても、居場所を必要とすることについては同様であるが、その必要性の強弱や提供される機能の違いを踏まえ、本指針では心身の発達の過程にある「こども」を対象とする居場所づくりを中心とする。

### こどもの居場所と居場所づくり

### 本指針の性質

# こども等の意見反映について

令和5年11月14日

県の進める子ども・子育て施策全般について、子ども・子育て会議の中で大学生7名から意見を伺った

## <子育てに対するイメージについて>

- ・子育てに対して最初に思い浮かぶイメージは、**親の負担**
- ・子育ては拘束時間が長く、**肉体的にも精神的にもすごい負担**
- ・私の周囲では経済的な面で、**本当に子どもを養っていいのかわからない**から、正直に言って子どもを産むか産まないか悩んでいるなど、不安要素を持っている人が多い
- ・私の周りには、どんな制度があってどんなお金がもらえるのかというのを知らない子がたくさんいる
- ・自分の親を見ていて、仕事は父親がやって、家事・育児は母親がやるというイメージがまだある
- ・精神的な負担というところでは、継続的に相談できる相手とか、匿名で自分の意見を相談できるネットワークとかチャット機能とかがあるとストレスも減ると思う

## <結婚に対するイメージについて>

- ・結婚を視野にいれていない人の中には、自分の時間が充実しているから、そうした生活を壊したくないと考える人もいる
- ・どちらかが働かないと生活はかなり苦しくなると感じているため、パートナーの選択によっては結婚できないと思っている
- ・**仕事と家庭内の家事の両立というのは男女平等に役割分担ができれば理想だと思うが、平等に役割分担できる自信がない**ため、全て自分で責任を持って生活した方が楽だと思っている。
- ・パートナーと意見が食い違って上手くいかないこともあるので、**今の時代は必ずしも結婚が幸せ、ゴールではない**
- ・結婚は幸せな家庭を築く、新たな自分のスタートではあると思うが、そこで失わなくてはならないものもある
- ・**結婚をして、子育てが始まると、仕事もあまりできないとか、自分の思っていた理想が築けなくなってしまうのではない**か
- ・結婚したくてもできない人がいるのは、出会いの場がないことが原因ではないかと思うが、自分には婚活イベントに参加する勇気はないので、婚活というよりは、山梨県の自然を活かした散策であったり、フルーツ狩りであったりといった、もう少しハードルを下げた、気軽に参加ができる出会いの場や、コミュニケーションが取れるコミュニティのようなものがあるとよい

## <格差・貧困について>

- ・小学生の時に視覚障害をもった子と一緒に活動する機会があり、その活動の中で、障害があっても人とのつながりがあれば楽しく過ごすことができるのではないかという思いを持った。
- ・格差の解消には、人と人とのつながりの機会が重要だと思う
- ・私が感じる格差は、習い事ができる子とできない子がいたりとか、家族で旅行に行ったり行けなかったりする子がいるということ
- ・性別によっても偏見があり、女の人はこちら、男の人はこうという風潮も格差の一つなのかなと感じている

## <都会との違いや山梨で働くことを選んでもらうことについて>

- ・山梨県は都会と違って自然が豊かで、別荘とか、山梨県の良さを活かした仕事もあると思う
- ・遊ぶところは都会の方が多いが、山梨県には山梨県の魅力があり、そうした魅力を都会の人などに伝えることが必要
- ・都会では人とのつながりが浅く広くなると思うが、山梨県では人との交流が深い仕事に就ける可能性が高い
- ・都会は相応の遊び場とか娯楽施設が充実している
- ・様々な趣味を持った人が集まる大きなイベントが、近くで開催されると山梨が魅力的になると思う
- ・山梨で友達と遊ぶとなるとご飯を食べに行くか、自然を見に行くかの二択になってしまう
- ・山梨は遅れているというイメージが若者の中にある
- ・育児休業がちゃんと取れるとか、育児休業をとってもその後のキャリアに影響しないとか、そうした体制を整えて、山梨だからこそできる何かを売り出していけると良い
- ・山梨県と都市部の間で感じる差は選択肢の多さ
- ・山梨イコール車がないと生きていけないというのがみんなの印象なので、もう少し交通の便が良いと思う
- ・自分も子どもができたときに、安心して仕事に行けるように、入りたい園に絶対入れるようにしてくれたら嬉しい

# こども等の意見反映について

令和5年11月27日

「**幸福な生活を送るために必要なこと**」について、小学生から大学生まで24名から、グループにわかれ意見を伺った。

## <自由・余裕>

- ・やりたいイベントを予算がなくてできなかった
- ・子どもを育てる仕事の給料を上げてもらいたい
- ・やりたいことができるお金や時間、一緒にやる友達が必要
- ・時間は大事、場所も大事
- ・やりたいことを制限されるのではなく、やりたいことをできる
- ・サッカーをやる、スポーツをやる、スイッチをやる
- ・温泉に入る
- ・誕生日に何かを買ってもらう
- ・好きなものを食べる
- ・先生が何もしていないのに怒る
- ・先生が自分で勝手にルールをつくってる
- ・話を聞いてくれる先生がいい
- ・大人の権力で子どものやりたいことがねじ伏せられてしまう

## <安全・安心>

- ・笑顔でいること
- ・10年後も自分の育った地域があるかわからない
- ・未来に向かうと働く場所が減ってしまいそうで不安
- ・災害が起きたときに山に囲まれているので孤立しそうで不安
- ・暴走族の取り締まり
- ・今まで住んでいたから安心する
- ・世界平和

## <自己実現>

- ・学びたいことを学校の授業でやってくれると良い
- ・自分の好きなことを発信できる
- ・やりたいことができるシステム、人とのつながり
- ・気軽につぶやける場所があると良いかもしれない
- ・いろいろなことを経験できる機会があると良い
- ・部活とか試合で勝つ
- ・努力が報われる
- ・大人が提案して子どもに伝わることは多いが、子どもから提案して偉い人につながることはあまりない

## <人間関係>

- ・相談ができる、悩みを話せる
- ・自分の気持ちをしっかり伝え、他の人がその気持ちを否定するのではなく受け入れてくれる
- ・信じ合う心があると他人と違うところを見せられる
- ・所属できる安心
- ・相手を思いやる気持ち
- ・対立していると幸せになれない
- ・自分と同じことを好きだったりすると好感をもつ
- ・信頼できる人がいる
- ・学校でみんなとワイワイしていると安心できる
- ・肩車をしてもらう、ハグする
- ・一緒に遊んでもらう

## <生活環境>

- ・子どもが安心して遊べる公園
- ・遊べる場所が少ない
- ・楽しめる施設が少ない
- ・東京に行くときワクワクする
- ・山梨は車がないと生活できないけど駐車場が少ない
- ・公共交通機関も使いにくい
- ・目に障害があり免許が取れないため山梨での生活は厳しい
- ・自転車も段差が多くて乗りにくい
- ・バス停から家までが遠い

## <存在意義・承認>

- ・自分の存在意義、役割がある
- ・人の役に立つ
- ・自分の存在が認められている
- ・自分の価値を見いだせること
- ・人に認められること
- ・人と比較しないところに幸福の価値を置く
- ・自分の好きなことを否定されない
- ・友達がほめてくれる

# 山梨県でこども計画で一本化する計画等

山梨県総合計画基本理念

県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし

	子ども・子育て支援プラン	子どもの貧困対策推進計画	子供・若者育成指針
基本理念	子どもの最善の利益が実現され、子育てしやすい日本一のやまなしの構築	全ての子どもが夢や希望を持ち、全ての県民がその夢や希望を叶えようと力を尽くす“山梨”の実現	夢と志を持ち、健やかに成長し、他者と協働しながら、やまなしの未来を切り拓く「子供・若者」を育むために
施策体系	<p><b>1：結婚を希望する若者への支援</b>                      (1) 結婚に関する意識の醸成及び情報の提供                      (2) 出会いの機会の提供                      (3) 結婚に伴う新生活の支援</p> <p><b>2：親と子の健康の確保及び増進</b>                      (1) 母と子の健康づくり                      (2) 周産期医療・小児医療等の充実                      (3) 周産期における健康づくり                      (4) 食育の推進</p> <p><b>3：仕事と子育てを両立するための支援</b>                      (1) 就労を希望する方に対する支援                      (2) 子育て参加を希望する方に対する支援                      (3) 子育て支援に取り組む企業に対する支援</p> <p><b>4：幼児期の教育・保育の充実</b>                      (1) 教育・保育サービスの充実                      (2) 教育・保育の質の向上                      (3) 保育人材の確保・定着の推進</p> <p><b>5：地域における子育ての支援</b>                      (1) 地域における子育て支援サービスの充実                      (2) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の充実                      (3) 育児を孤立させない支援の充実                      (4) 経済的負担の軽減</p> <p><b>6：子どもたちを取り巻く教育環境の充実</b>                      (1) 次代の親となる若者の育成と自立促進                      (2) 自然体験活動の推進                      (3) 確かな学力の育成                      (4) 豊かな心の育成                      (5) 学校・家庭・地域の教育力の充実                      (6) スポーツ・健康教育の充実                      (7) 青少年を取り巻く環境の整備                      (8) 医療・福祉専門職との連携</p> <p><b>7：社会的養育等の推進体制の充実</b>                      (1) 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、支援                      (2) 社会的養育体制の充実                      (3) ひとり親家庭への支援                      (4) 障害のある子ども等への支援・特別支援教育の充実                      (5) 子どもの貧困対策の推進                      (6) ヤングケアラーへの支援</p> <p><b>8：子育てを安全安心にできる環境づくり</b>                      (1) 安全・安心なまちづくり推進体制の整備                      (2) 交通安全の推進                      (3) 災害時における子ども・子育て支援</p>	<p><b>1：教育の支援</b>                      (1) 学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとした総合的な子どもの支援の展開                      (2) 貧困の連鎖を防ぐための就園・就学支援の充実                      (3) 大学等進学に対する教育機会の提供                      (4) 生活困窮世帯等への学習支援</p> <p><b>2：生活の安定に資するための支援</b>                      (1) 保護者の生活支援                      (2) 子どもの生活支援                      (3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備                      (4) 子どもの就労支援                      (5) 支援する人員の確保等                      (6) その他の生活支援</p> <p><b>3：保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援</b>                      (1) 人材の育成                      (2) 就労の支援                      (3) 相談・情報提供</p> <p><b>4：経済的支援</b>                      (1) 経済的な支援</p>	<p><b>1：基礎的能力である「知・徳・体」の育成</b>                      (1) 確かな学力の向上                      (2) 豊かな心の育成                      (3) 健やかな体の育成</p> <p><b>2：社会的・職業的自立に必要な能力の育成</b>                      (1) 社会の変化に対応できる能力の育成                      (2) 社会参加の推進                      (3) 職業的自立に向けた能力の育成と就労支援の充実</p> <p><b>3：ニート、ひきこもり、いじめ、不登校、高校中途退学者等への支援の充実</b>                      (1) ニート等に対する就労支援の変化                      (2) ひきこもりの子供・若者への支援の充実                      (3) いじめ、不登校への対策・支援の充実                      (4) 高校中途退学の防止対策と中途退学者等への支援</p> <p><b>4：障害のある子供・若者への支援の充実</b>                      (1) 障害のある子供・若者への支援の充実                      (2) 発達障害のある子供・若者への支援の充実</p> <p><b>5：非行・犯罪防止対策と立ち直り支援の充実</b>                      (1) 非行・犯罪防止対策の充実                      (2) 立ち直り相談・支援体制の充実</p> <p><b>6：外国人等、特に配慮が必要な子供・若者への支援</b>                      (1) 外国人の子供・若者、帰国児童生徒の支援の充実                      (2) 子供・若者の自殺対策の推進                      (3) 性的マイノリティに対する理解の促進</p> <p><b>7：貧困等、困難を有する子供・若者やその家族への総合的な支援</b>                      (1) 貧困問題を抱える子供・若者支援                      (2) ひとり親家庭に対する支援や施策の充実                      (3) 子育て家庭に対する支援や施策の充実</p> <p><b>8：家庭・学校・地位の相互連携による教育力向上の推進</b>                      (1) 家庭の教育力向上のための支援の推進                      (2) 家庭や地域との連携による学校づくりの推進                      (3) 地域の教育力向上のための取組の水深</p> <p><b>9：子供・若者を取り巻く社会環境の健全化の推進</b>                      (1) 社会環境浄化対策の推進                      (2) 児童虐待等、子供・若者の被害防止、保護種の推進</p> <p><b>10：インターネットの適切な利用に関する取組の水深</b>                      (1) インターネットをめぐる適正利用の推進                      (2) インターネット依存への対応                      (3) SNS等の利用に起因する被害・加害の防止</p> <p><b>11：子供・若者の成長を地域で支える担い手の要請</b>                      (1) 地域の人材育成と活動支援の充実                      (2) 専門性の高い人材の養成・確保・育成</p> <p><b>12：ふるさと山梨のよさを理解し、愛着と誇りを持ち、未来を切り拓く子供・若者育成の推進</b>                      (1) やまなしのよさを実感する教育の推進                      (2) ふるさとに誇りを持ち、地域で活躍する若者の支援                      (3) グローバル社会で活躍する人材や科学技術人材の育成</p>

# こども基本法（抜粋）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

- 2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 こども施策に関する基本的な方針
  - 二 こども施策に関する重要事項
  - 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項
- 3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
  - 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
  - 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
  - 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項
- 4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
- 5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。
- 7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

# 子ども・子育て支援法（抜粋）

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
  - 二 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
  - 三 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項
  - 四 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
  - 五 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
  - 六 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- 3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
  - 一 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
  - 二 教育・保育情報の公表に関する事項
  - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。
- 6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
  - 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
  - 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
  - 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
  - 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、こども家庭審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

# 次世代育成支援対策推進法（抜粋）

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。

6 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
- 二 次世代育成支援対策の内容に関する事項
- 三 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、こども家庭審議会の意見を聴くとともに、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

# 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進 に関する法律（抜粋）

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。

6 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
- 二 次世代育成支援対策の内容に関する事項
- 三 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、こども家庭審議会の意見を聴くとともに、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

# こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（抜粋）

（こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱）

第九条 政府は、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進するため、こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱（以下この条及び次条において単に「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する基本的な方針

二 こどもの貧困率、ひとり親世帯の貧困率、ひとり親世帯の養育費受領率、生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率等こどもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する事項

四 こどもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価並びに当該施策の効果を評価するために必要な指標の調査及び研究その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の推進体制に関する事項

3 政府は、大綱を定めるに当たり、貧困の状況にあるこども及びその家族、学識経験者、こどもの貧困の解消に向けた対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた大綱とみなす。

5 第二項第二号の「こどもの貧困率」、「ひとり親世帯の貧困率」、「ひとり親世帯の養育費受領率」、「生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

（都道府県計画等）

第十条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

# 子ども・若者育成支援推進法（抜粋）

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第八条 政府は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を定めなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち前項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

# 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（抜粋）

第十一条 政府は、基本理念にのっとり、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（以下「成育医療等基本方針」という。）を定めなければならない。

2 成育医療等基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 成育医療等の提供に関する施策の推進に関する基本的方向
- 二 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、成育医療等の提供に関する施策の推進に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、成育医療等基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、成育医療等基本方針の案を作成しようとするときは、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長と協議するとともに、こども家庭審議会の意見を聴くものとする。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 政府は、適時に、成育医療等基本方針に基づく施策の実施の状況について、評価を行わなければならない。

7 政府は、成育医療等の提供に関する状況の変化を勘案し、及び前項の評価を踏まえ、少なくとも六年ごとに、成育医療等基本方針に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

8 第三項から第五項までの規定は、成育医療等基本方針の変更について準用する。

※成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針

第2 成育医療等に関する計画の策定について

3 成育医療等に関する計画の内容

成育医療等基本方針で示された課題や施策の方向性、成育医療等基本方針に基づく評価指標（別紙1。以下「成育評価指標」という。）を参照しながら、計画を策定すること。

特に、都道府県は、域内市町村における成育医療等の提供に関する施策に係る状況を把握するだけでなく、市町村間の健康格差の状況、全国の成育医療等の提供に関する施策の実施状況との比較等、広域的かつ専門的な視点から都道府県内の課題の把握等を行い、計画を策定すること。

(1) 成育医療等に関する計画の基本的な考え方

- 成育医療等に関する計画を策定するに当たって、策定の趣旨や、基本理念、計画の位置付け、対象期間を明示すること。
- 医療、保健、福祉や、これら関連する分野の内容を含む包括的な計画を別途策定している場合には、当該計画と成育医療等に関する計画との関係も明示すること。

(2) 成育医療等の提供に関する施策に係る地域の状況の把握（地域の状況に関する情報、サービス提供の現状等）

- 成育医療等に関する計画の前提条件となる地域の状況について記載すること。
- その際には、母子保健を始めとした成育医療等の提供に関する事項のほか、公衆衛生、社会福祉、社会経済状況等に関する事項を記載することが考えられること。
- 地域の状況に関する統計・調査等の情報やサービス提供の状況に関する事項として考えられるものについて、以下に示すので、参照されたい。

ア 人口動態（母子保健水準を示す情報を含む。また、その推移、将来推計を含む。）

出生数、乳児死亡数、人工妊娠中絶率 等

イ 成育過程にある者等の健康状況

乳幼児のおし歯の罹患者数 等

ウ 成育医療等の提供に関する施策の実施状況及び関係者の連携状況

母子保健を始めとした成育医療等の提供に関する施策の実施状況や関係者の連携体制の構築状況を把握し、評価した上で、その概要及び問題点を記載すること。母子保健事業に関しては、公的サービスのみならず、母子保健推進員、愛育班等の活動についても記載するとともに、地域の医療、保健、教育、福祉等、関連施策との連携についても記載すること。

(3) 課題と評価指標の設定等

- 施策の実施状況や関係者の連携状況を踏まえた、各地域における課題を設定するとともに、これらの課題に対する評価指標を設定する。
- 課題ごとに、人材・予算等から、活動、アウトプット、アウトカムの設定を行うことが望ましい。
- 成育評価指標のうち、都道府県及び市町村レベルの指標を評価指標として設定する場合は、全国の成育評価指標の目標値を参考に、地域の状況に応じた具体的な評価指標や目標値を設定すること。
- あわせて、地域の状況に応じて、独自の評価指標や目標値を設定することも望ましいこと。なお、独自に設定した評価指標が全国において参考になると考えられる場合は、適宜、こども家庭庁成育局母子保健課に報告すること。

# 山梨県 人口減少危機対策パッケージ

～それぞれのライフステージにおいて、切れ目のない支援を実現～



## ⑤ 子育て負担軽減への多面的支援

- 子育てに関する経済的負担の軽減
  - ・多子世帯に係る私立高等学校等の授業料の実質無償化
  - ・子どもの医療費無料化の促進
- 学童保育（放課後児童クラブ）の充実
- 子どもの貧困対策・ひとり親家庭への支援
  - ・生活困窮世帯への学習支援
  - ・家庭環境の違いにより生じる体験格差の解消
- 保育サービス等の充実と質の向上
  - ・保育料無償化の促進
  - ・保育士の加配、働き方改革
  - ・病児・病後児保育の推進
  - ・医療的ケア児への支援
  - ・障害児施設の整備への支援
- 子育てで離職した女性の再就職支援
- 国際保育の体制整備
- 「新たな姿の待機児童ゼロ」の推進
- 「介護待機者ゼロ社会」の実現
  - ・「介護福祉総合支援センター」設置
  - ・介護施設等の基盤整備への支援
- 男性育児休業の取得促進

## ④ 安心して子どもを妊娠・出産できる環境の整備

- 母子への切れ目のない支援
  - ・妊娠から出産・子育てまでの伴走型相談支援
  - ・産前産後ケアの推進
  - ・一時預かり等の利用促進
  - ・県の託児所機能の拡充
- 妊娠・出産に関する経済的負担の軽減
  - ・不妊治療（先進医療）への助成
  - ・出産・子育て応援給付金
- 産科・小児科等医療体制の強化
  - ・周産期医療体制・小児救急医療体制充実
  - ・医療従事者の育成・働き方改革
  - ・先天性代謝異常検査
- 良質で安価な住宅の取得促進

## 取組の推進体制

オールやまなしで推進する体制の基盤整備

- 人口減少対策に向けた関係者との連携
- 人口減少対策関係施策の効果検証
- 人口減少対策の取組を行う市町村への支援
- 当事者目線による政策立案の仕組みを創設

## 取組の方向性

### 対策の柱Ⅰ. 家庭や子を持つ希望に「よりそう」視点

- 安定した雇用の確保 ②
- 若者の社会的自立への支援 ①
- 働き手のスキル・企業の収益・賃金の向上（スリーアップの促進） ②
- 女性の希望に添ったキャリア形成への支援 ②
- 非正規雇用者の正規雇用化 ②
- 教育の充実 ①

### 対策の柱Ⅱ. 子育ての希望を「かなえる」視点

- 子育て世代に対する経済的支援 ⑤
- 働き方改革の推進 ②
- 保育の充実 ⑤
- 男性の主体的な家事・育児参加 ⑤
- 良質で安価な住環境の整備 ④

### 対策の柱Ⅲ. 家庭や子を持つ希望を「はぐくむ」視点

- デジタルの恩恵を誰もが受けられる社会の実現 ②
- 若者のライフプラン形成への支援 ③
- 性差・社会的役割に対するアンコンシャスバイアスの解消 ①
- ケアラーへの支援 ①、⑤

## ③ 結婚の希望を叶える支援の充実

- 未婚化・晩婚化に対する取組
  - ・ライフプラン相談窓口の設置
  - ・結婚や妊娠・出産などに関するライフデザインの若年層への啓発
  - ・出会いの機会創出

## ① 若者の自己実現への支援

- 少人数教育の更なる推進
  - ・小学校4年生への25人学級の導入拡大
- いじめ・不登校対策
- ICT活用環境の整備
- PBL（課題解決型学習）の実施
- 社会的自立への支援
  - ・将来の具体的なキャリアビジョンを描くためのライフプラン形成支援
  - ・希望に沿った就労支援
  - ・新たな奨学金返還支援の実施
- 将来に希望を持てる環境づくり
  - ・キャリア教育の充実等による自己肯定感の向上
  - ・社会に触れる機会の創出
  - ・ヤングケアラーへの支援
- 高度な教育を受ける機会の確保
  - ・技術系人材育成機関設置に向けた検討
- 将来の妊娠に備えた健康づくり
  - ・プレコンセプションケアの推進

## ② 自分らしく働ける、魅力ある職場環境の整備

- 産業の安定した発展への支援
  - ・成長産業の振興、企業誘致の促進
  - ・担い手確保に向けた魅力発信
- 生産性向上に伴う就労環境の改善
  - ・社会人・求職者に対するリスティングの機会提供
- 成長段階のスタートアップ企業への支援
  - ・県内企業とスタートアップ企業との共創
- 希望に応じたキャリア形成の実現
  - ・女性管理職の登用促進
  - ・卵子凍結への助成
- 非正規雇用の正規雇用化に向けた取組
  - ・正規雇用化に必要なスキルアップを支援
- ワークライフバランス推進の環境づくり